

令和7年11月28日

在日米軍司令官

スティーブン・F・ジョスト 中将 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



基地排水等環境調査のための基地内への立入許可申請への回答について
(要請)

沖縄県の米軍基地周辺の河川・湧水等では、PFOS 及び PFOA が指針値を超過して検出されており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の河川・湧水等については、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から、汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いと考えております。

PFOS 及び PFOA については、県民の飲料水等の安全性への懸念が大きいことから、水道用水供給事業を行っている県企業局では PFOS 等を低減させるため、北谷浄水場の活性炭の定期的な取り替えに加え、PFOS 等濃度が高い水源の取水停止・抑制と、それに伴う海水淡水化施設の増量運転などの対応を余儀なくされ、多大な費用負担が生じております。

これらの問題を解決するためには、汚染源を究明し、早急に対策を実施し改善を図る必要があると考え、平成31年2月に普天間飛行場、令和2年5月に嘉手納飛行場、令和3年12月にキャンプ・ハンセンへの県及び関係市町村の立入調査を申請しておりますが、未だ実現しておりません。

これまでも幾度となく日本政府及び米軍に対し、1973年日米合同委員会合意に基づき米軍基地内への立入調査を認めることについて、早急に実現するよう要請してきておりますが、沖縄県の正当な立入許可申請へ長年にわたり回答すらなされないのは、日米合同委員会が機能しておらず、日米合同委員会合意が遵守されていないことにほかなりません。

つきましては、下記のとおり要請します。

記

- 1 沖縄県がこれまでに行った3件の米軍基地内への立入許可申請への判断について、本要請から1か月以内を目途に、在日米軍としての回答を行うこと。
- 2 沖縄県がこれまでに行った3件の米軍基地内への立入許可申請について、日米間で早急に議論を行い、令和7年度中の立入調査を認めること。
- 3 1973年日米合同委員会合意に基づく立入許可申請について、本合意で定められている通り、現地基地司令官が判断を行うことにより、迅速な対応を図ること。

添付：

○【普天間飛行場立入許可申請】

平成31年2月13日付 環保第1212号 米海兵隊太平洋基地司令官あて

平成31年2月13日付 環保第1214号 在日米軍沖縄地域調整官あて

「在日米軍による環境調査実施の要請及び基地排水等環境調査のための基地内への立入許可申請について」

○【嘉手納飛行場立入許可申請】

令和2年5月18日付 企業配管第68号 沖縄防衛局長あて

「嘉手納基地への立入申請について（依頼）」

令和2年5月18日付 企業配管第68号 沖縄嘉手納空軍基地

第718施設技術中隊 施設管理部長あて

「有機フッ素化合物に関する採水調査等のための基地内への立入許可申請について」

○【キャンプ・ハンセン立入許可申請】

令和3年12月24日付 保衛第1229号 沖縄防衛局長あて

令和3年12月24日付 保衛第1229号 米国太平洋海兵隊基地

政務外交部 G7 部長あて

「キャンプ・ハンセン内への立入申請について」

令和7年11月28日

在日米軍沖縄地域調整官

ロジャー・B・ターナー 中将 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



基地排水等環境調査のための基地内への立入許可申請への回答について
(要請)

沖縄県の米軍基地周辺の河川・湧水等では、PFOS 及び PFOA が指針値を超過して検出されており、嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の河川・湧水等については、これまでの水質調査結果や地下水脈の調査結果から、汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いと考えております。

PFOS 及び PFOA については、県民の飲料水等の安全性への懸念が大きいことから、水道用水供給事業を行っている県企業局では PFOS 等を低減させるため、北谷浄水場の活性炭の定期的な取り替えに加え、PFOS 等濃度が高い水源の取水停止・抑制と、それに伴う海水淡水化施設の増量運転などの対応を余儀なくされ、多大な費用負担が生じております。

これらの問題を解決するためには、汚染源を究明し、早急に対策を実施し改善を図る必要があると考え、平成31年2月に普天間飛行場、令和2年5月に嘉手納飛行場、令和3年12月にキャンプ・ハンセンへの県及び関係市町村の立入調査を申請しておりますが、未だ実現しておりません。

これまでも幾度となく日本政府及び米軍に対し、1973年日米合同委員会合意に基づき米軍基地内への立入調査を認めることについて、早急に実現するよう要請してきておりますが、沖縄県の正当な立入許可申請へ長年にわたり回答すらなされないのは、日米合同委員会が機能しておらず、日米合同委員会合意が遵守されていないことにほかなりません。

つきましては、下記のとおり要請します。

記

- 1 沖縄県がこれまでに行った3件の米軍基地内への立入許可申請への判断について、本要請から1か月以内を目途に、在日米軍としての回答を行うこと。
- 2 沖縄県がこれまでに行った3件の米軍基地内への立入許可申請について、日米間で早急に議論を行い、令和7年度中の立入調査を認めること。
- 3 1973年日米合同委員会合意に基づく立入許可申請について、本合意で定められている通り、現地基地司令官が判断を行うことにより、迅速な対応を図ること。

添付：

○【普天間飛行場立入許可申請】

平成31年2月13日付 環保第1212号 米海兵隊太平洋基地司令官あて

平成31年2月13日付 環保第1214号 在日米軍沖縄地域調整官あて

「在日米軍による環境調査実施の要請及び基地排水等環境調査のための基地内への立入許可申請について」

○【嘉手納飛行場立入許可申請】

令和2年5月18日付 企業配管第68号 沖縄防衛局長あて

「嘉手納基地への立入申請について（依頼）」

令和2年5月18日付 企業配管第68号 沖縄嘉手納空軍基地

第718施設技術中隊 施設管理部長あて

「有機フッ素化合物に関する採水調査等のための基地内への立入許可申請について」

○【キャンプ・ハンセン立入許可申請】

令和3年12月24日付 保衛第1229号 沖縄防衛局長あて

令和3年12月24日付 保衛第1229号 米国太平洋海兵隊基地

政務外交部 G7 部長あて

「キャンプ・ハンセン内への立入申請について」